

鶴ヶ島市議会の主な議会改革事項

	項 目	実施時期	備 考
1	委員会質疑における一問一答方式の試行	平成19年2月	
2	議員定数の削減	平成19年4月の選挙	24人 → 18人
3	費用弁償と日当を廃止	平成19年4月	
4	政務調査費収支報告書に領収書原本を添付	平成19年4月	
5	傍聴規則の改正	平成20年3月	児童・幼児の傍聴制限の緩和など
6	議会事務局の強化	平成20年4月	法規経験職員を配置
7	議会報告会の開催	平成20年4月	会場は、市役所ロビー
8	議案に対する全議員の賛否表の公表	ホームページ:平成20年3月 市議会だより:平成20年5月	ホームページの公開を先行し、市議会だよりには第141号(平成20年5月1日発行)から掲載
9	本会議の一般質問における一問一答方式の試行	平成20年6月	
10	議会基本条例の制定	平成21年3月	平成21年3月25日施行
11	一問一答方式の導入	平成21年6月	本会議の一般質問及び委員会質疑について、試行から正式導入へ
12	一般質問の質問回数の制限の撤廃	平成21年6月	
13	自由討議の導入	平成21年6月	
14	議員研修の強化・充実	平成21年12月	全議員による研修の実施
15	質問席の設置	平成21年12月	
16	政務調査費の収支をホームページで公開	平成21年12月	
17	会議のインターネット配信	本会議 平成22年2月 委員会 平成24年8月	ライブ配信と録画配信
18	地方自治法第96条2項に基づく議決事項の追加を議決	平成22年8月	議会基本条例を改正し、総合計画を規定(9月1日施行)
19	反問権の付与を議決	平成22年8月	議会基本条例に追加(9月1日施行)
20	政策説明会の実施	平成24年4月	議会基本条例第7条の規定による説明会

21	本会議の質疑における一問一答方式の導入	平成24年5月	
22	災害対策支援本部設置要領の制定	平成24年6月	災害時の議員の役割を規定
23	タブレット型端末の議場等への持込を許可とする	平成24年9月	
24	予算決算常任委員会の設置	平成25年11月	あわせて常任委員会の再編
25	地方自治法第96条2項に基づく議決事項の追加	平成27年3月	議会基本条例を改正し、鶴ヶ島市総合計画の策定に関する条例の策定に合わせ、同条例に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止を議決事件として定めた
26	議長及び副議長の選挙における立候補に関する要領を制定	平成27年3月	全員協議会での表明
27	第5次鶴ヶ島市総合計画「後期基本計画」(案)に対する意見を議会として市長へ提出	平成27年9月	第5次鶴ヶ島市総合計画「前期基本計画」の重点施策の評価を実施
28	後期基本計画審査特別委員会を設置	平成27年11月	
29	庁舎1階ロビーに市議会情報コーナーを新設	平成28年4月	
30	農業大学校跡地等整備の調査に関する特別委員会を設置	平成28年6月	
31	鶴ヶ島市議会委員会審査における請願者の意見陳述の試行に関する要領を制定及び施行	平成29年5月	
32	各市民センターに議会情報掲示コーナーを設けることを決定	平成29年5月	
33	政務活動費に係る領収書の写しをホームページで公表	平成29年6月	
34	鶴ヶ島市議会委員会審査における請願者の意見陳述の試行に関する要領に基づく請願者の意見陳情の試行の実施(初案件)	平成30年9月	
35	市民の意見を踏まえた政策提言を市長へ提出	平成30年12月	
36	市議会だより第187号の表紙及び裏表紙を試行的にフルカラー化	令和元年5月	
37	鶴ヶ島市議会議員政治倫理条例の制定	令和2年3月	令和2年4月1日施行